

令和7年和泉市教育委員会第8回定例会

日 時：令和7年8月28日(木) 午後3時45分から

場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

出席者

教育委員会

教育長	大槻 亮志
教育長職務代理者	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	中西 正人
委員	小谷 美樹
委員	木村 規洋子

事 務 局

教育次長兼生涯学習部長	辻 公伸
(教育・こども部)	
教育・こども部長	東 直樹
教育指導監	上田 茂幸
教育・こども部次長兼学校園管理室長	鍛冶 公哉
学校教育室長	永井 敬
こども未来室長	西角 雅士
教育総務課長	奥 信介
学校園管理室教育施設担当課長	大内 浩平
学校園管理室保健給食担当課長	濱田 直美
学校教育室教育推進担当課長	隅埜 哲弥
学校教育室教職員担当課長	岩井 靖久
学校教育室人権教育担当課長	柴田 邦浩
学校教育室児童生徒支援担当課長	仲谷 正太郎
学校教育室児童生徒支援担当総括参事	山村 直美
こども未来室幼保運営担当課長	北野 剛司
こども未来室幼保育成担当課長	藤木 守
教育総務課課長補佐兼総務係長	大西 薫
教育総務課企画係長	吉田 昌史
教育総務課総務係	西川 世理奈
(生涯学習部)	
生涯学習部次長兼文化遺産活用課長	森下 徹
生涯学習推進室長	前田 志織
生涯学習推進室生涯学習担当課長	橋本 吉人
生涯学習推進室スポーツ振興担当課長	富岡 大作
久保惣記念美術館館長代理	横田 昌幸
久保惣記念美術館総括参事兼副館長	橋詰 文之

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 教育長の報告

4. 審議事項

- 議案第 35 号 令和 7 年和泉市議会第 3 回定例会に提出する議案について（その 1）
和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について（内、和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正について）
- 議案第 36 号 令和 7 年和泉市議会第 3 回定例会に提出する議案について（その 2）
和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 37 号 令和 7 年和泉市議会第 3 回定例会に提出する議案について（その 3）
和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 38 号 令和 7 年和泉市議会第 3 回定例会に提出する議案について（その 4）
和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 39 号 令和 7 年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和 6 年度事業分）について

5. 報告事項

- (1) 第 6 次和泉市総合計画、次期和泉創発プラン、第 3 期和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について
- (2) 市立学校の適正配置について
- (3) 和泉市生涯学習サポート館事業の廃止について
- (4) （仮称）和泉市北部総合スポーツ公園基本構想（素案）について
- (5) 史跡池上曾根遺跡整備事業実施計画の変更について
- (6) 入学式及び 1 学期始業式の見直しについて
- (7) 槇尾学園特認児童生徒募集について
- (8) 万町の就学区域について

6. 情報提供

- (1) 令和 7 年和泉市議会第 2 回定例会における議決審議の結果等について

7. 行事等のご案内

- (1) 令和 7 年度和泉市小・中学生科学展の開催について
- (2) 令和 7 年度和泉市小学校・中学校・義務教育学校連合音楽会の開催について

8. その他

9. 閉会

大槻教育長	定刻となりましたので令和 7 年和泉市教育委員会第 8 回定例会を開会します。 第 7 回定例会の会議録は、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので第 7 回定例会の会議録について承認することとします。 今回の会議録署名委員は、深堀職務代理者と小谷委員を指名します。 次に、資料「教育長の報告」をご覧ください。 令和 7 年 7 月 24 日から 8 月 27 日までの主な活動を掲載しています。 何かご質問等ございませんか。 ないようですので、議事を進めてまいります。 本日は、審議事項 5 件、報告事項 8 件、情報提供 1 件、行事等のご案内 2 件です。 議案第 35 号「令和 7 年和泉市議会第 3 回定例会に提出する議案について（その 1）和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について（内、和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正について）」、事務局（学校教育室）から説明願います。
岩井課長	教職員担当の岩井です。 改正の理由は、人事院勧告を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の「育児に係る部分休業」に関して、所要の規定の整備を行う必要があるものです。 現行制度上、部分休業は 1 日に 2 時間の範囲内で取得できるものですが、改正により、1 年につき 10 日相当の時間の範囲内で、2 時間を超えて取得できる形態が法律に追加されました。 なお、この形態の部分休業と現行の部分休業のいずれを取得するかは、職員による選択制としています。 また、取得時間帯の制限についても撤廃され、勤務時間の始めか終わりに限らず利用でき、他の休暇等との併用も可能です。 本改正は、人事課による「和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」に含まれ、一括して市議会へ提出することとなります。 施行期日は、令和 7 年 10 月 1 日です。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第 35 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】

大槻教育長	ご異議ないようですので、議案第 35 号は、原案どおり可決します。 同じく、第 3 回市議会定例会に提出する議案となる、議案第 36 号「和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」と、議案第 37 号「和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」と、議案第 38 号「和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、改正理由が同じであるため、事務局（こども未来室）から一括して説明願います。
北野課長	幼保運営担当の北野です。 条例を改正する理由となる法改正の内容は、保育人材の確保や児童虐待の対応強化を図るため、国家戦略特別区域における地域限定保育士制度の一般制度化や保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設等に関して、児童福祉法をはじめとする各種法律や国の基準等について規定整備がされるものです。 これに伴う市の行政運営に特に大きな変更はありませんが、この 3 条例について、引用条文や規定の修正等を行う必要があり、「和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に関しては、引用条文の修正や地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴う規定整備を行うものです。 また、「和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に関しては、文言の整理や幼保連携型認定こども園及び幼稚園の職員について、虐待に関する通報義務等が規定されたことに伴う規定整備を行うものです。 施行期日は、法及び国基準の改正とあわせ、令和 7 年 10 月 1 日です。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第 36 号、第 37 号及び第 38 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】
奥課長	ご異議ないようですので、議案第 36 号、第 37 号及び第 38 号は、原案どおり可決します。 続いて、議案第 39 号「令和 7 年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和 6 年度事業分）について」、事務局（教育総務課）から説明願います。 教育総務課の奥です。 本報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定において、教育委員会が作成及び公表することを義務付けられていることに基づき作成するもので、その点検及び評価にあたっては、学識経験者の知見を活用

大槻教育長	し意見を聞くこととされています。 本報告書作成にあたり、教育委員会第3回定例会において素案をお示ししたのち、5月から6月にかけて3回にわたり、大阪芸術大学初等芸術教育学科特認教授の平良委員長、大阪公立大学経済学部教授の杉田委員、桃山学院大学経済学部教授の川口委員の3人の評価委員から意見を伺いながら整理を行いました。 12ページ以降に各取組項目の事業評価、取組の成果、課題と改善策を示しており、一番下の欄に「評価委員からの主な意見」として、評価委員会において委員からいただいた意見を取りまとめています。 各取組の詳細な説明は割愛しますが、主に、学校教育においては、正職員の社会福祉士の教育委員会事務局への配置、スクールソーシャルワーカーの会計年度任用職員としての雇用について高く評価し、引き続き継続した取組が必要であること、生涯学習においては、美術館の令和6年度入館者数が目標値を下回ったことを受け、令和7年度の入館者数についてもしっかりと分析を行い、今後の取組への反映を求めるなどの意見がありました。 今後の対応としては、市議会第3回定例会において、報告書を提出し、その後、市ホームページにて公表する予定です。 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第39号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
奥課長	【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第39号は、原案どおり可決します。 審議事項は以上ですので、次の報告事項に移ります。 報告事項1「第6次和泉市総合計画、次期和泉創発プラン、第3期和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について」、事務局（教育総務課）から説明願います。 教育総務課の奥です。 第6次総合計画及び次期創発プランについては、第6回定例会にて、骨子案を説明しましたが、取組みの一部追加やKPIの設定などを経て、素案として市議会第3回定例会厚生文教委員会協議会に報告するため、その内容を改めて説明するものです。 また、両計画とあわせ、第3期総合戦略の素案も作成していますので、あわせて説明します。 まず、3つの計画の関係性ですが、総合計画は市の最上位計画として市の将来像やまちづくりの指針を示すもので、創発プランは総合計画の目標を達成するための実行計画的な役割として、まちづくりや行財政運営についての取組みを掲げるものです。 総合戦略は、国から策定することが求められているもので、本市では総合計画と創発プランの取組みを抜粋して作成しています。

	「第 6 次和泉市総合計画」について説明します。 11 ページをご覧ください。 基本目標に基づく各種施策の方針等を示すもので、骨子案では施策方針のみを掲げ重要目標達成指標の KGI は設定していませんでしたが、本素案においては合計特殊出生率や待機児童数などの KGI を設定しています。 なお、施策番号 1・2 のほか、施策番号 10・11・12・14・16 が教育委員会に関連する取組みであり、それぞれ KGI を設定していますので、ご参照ください。 続いて、「次期和泉創発プラン」について説明します。 骨子案では、「次期和泉創発プラン」としていた名称を「和泉創発プラン 2.0」に改め、主な変更点は 5 点です。 1 点目が市長公約等に伴う取組みの追加、2 点目が主要な取組みについて、事業費を掲載、3 点目が取組みの KPI を設定、4 点目が財政健全化に係る取組みの効果額を追加、5 点目が総合計画の体系に沿って取組みの掲載順を整理するものです。 6 ページをお願いします。 総合計画の基本目標と施策の方針に基づく取組みを掲げるもので、骨子案では取組名や取組内容だけを掲載していましたが、本素案においては主要な取組みの想定事業費を掲載しています。 なお、「①中学校給食の無償化」を新たに追加しており、その内容は全学年実施は令和 11 年度とし、令和 8 年度から 10 年度においては中学校 3 年生を対象に無償化を実施することとしています。 そのほか、教育委員会に関連する取組みとして、19 ページに「⑥体育施設環境改善事業」を追加し、猛暑対策を講じることにより市内体育館の機能強化を図ることとしています。 また、23 ページに「⑨学校適正配置の検討」を追加し、児童生徒数に基づく学校規模を踏まえた施設一体型義務教育学校の導入の検討を進めることとしています。 続いて、30 ページをお願いします。 財政健全化に関する取組みはについて、骨子案では取組名や取組内容だけを掲げていましたが、取組みによる効果額を追加しています。 また、教育委員会に関連する取組みとして、次ページに「⑩温水プールのあり方検討」「⑪生涯学習サポート館の事業廃止」を追加しています。 続いて、40 ページをお願いします。 骨子案では取組みに係る KPI を設定していませんでしたが、表のとおり KPI を設定しましたのでご参照ください。 なお、先ほど説明した「学校の適正配置」、「生涯学習サポート館の廃止」に加え、創発プランに掲げている「北部総合スポーツセンター」及び「池上曽根遺跡整備事業」については、後ほど、詳細を説明します。 最後に、「次期総合戦略」について説明します。 総合戦略は、地方の人口減少や東京一極集中に歯止めをかけ地域の活性化を推進するため、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定することが求められているもので、本戦略を策定することで国の地方創生推進交付金を活用すること
--	---

	ができます。 本市では、次期総合計画と次期創発プランを統合した内容としています。そのため、本戦略の体系や掲げている取組み・KPI は、総合計画と創発プランから抜粋したものとなっていますので、詳細の説明は省略します。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
小谷委員	総合計画の中で、「ちょうどいいまち和泉」と記載されていますが、このキーワードと創発プラン等の各施策との関係性について教えてください。 また、市民アンケートの中で、「男女共同参画社会が形成されていると感じる」と答えた割合が低いと感じたのですが、このことに対する具体的な施策が記載されていないと感じました。
奥課長	創発プラン・総合戦略においても、総合計画の中で将来都市像として「ちょうどいいまち和泉」を掲げているということを明記しており、それに基づいて各種施策を体系ごとに整理しています。 また、男女共同参画社会については、総合計画 15 ページの「施策番号 8 人権と多様性を尊重するまちづくり」に記載のとおり、和泉市男女共同参画行動計画に基づき、個別計画の中で対応していくものです。
小谷委員	令和 15 年度における「男女共同参画社会が形成されていると思う市民の割合」の目標値が低いように感じます。
奥課長	現実的に達成できる数値として、現状値から 10%上昇させる目標を設定しています。
大槻教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、続いて、報告事項 2「市立学校の適正配置について」、事務局（教育総務課）から説明願います。
奥課長	教育総務課の奥です。 本件は、市議会第 3 回定例会厚生文教委員会協議会で報告予定の市立学校の適正配置について報告するものです。 市立学校適正配置の考え方は、学校教育法施行規則で定められている標準的な学校規模は、中学校区の児童生徒数が 945 人程度であれば、義務教育学校の適正規模となることから適正配置に向けた検討が必要であること、また、単学級が発生する学校は配慮が必要であることとしています。 現在の地域別の子ども数をベースに、5 年後の児童生徒数を推計した結果、光明台中学校区で 769 人となり、光明台北・南小学校ともに単学級が発生する見込みです。 また、信太中学校区は、945 人を上回るものの、鶴山台北・南小学校において単学級が発生する見込みです。

	光明台中学校区における令和 12 年度の学年別の児童生徒数と学級数ですが、児童生徒数が 769 人と適正配置の検討基準 945 人を下回るほか、両小学校で単学級が発生し、特に光明台南小学校においては、5 学年が単学級となる見込みです。 信太中学校区では、令和 12 年度の中学校区全体の児童生徒数が 1,286 人と 945 人を大きく上回っています。また、鶴山台南小学校では、現時点の見込みでは 7 学級となっているものの、鶴山台団地再生事業による新規分譲に伴い児童生徒数の増加が見込まれています。 児童生徒数の見込みを踏まえた今後の対応として、光明台中学校区においては、学校適正配置の検討を進めるため、10 月から地域に対して説明を行ったうえで、住民の意向確認や意見交換を行い、学校適正配置のあり方について調整を図っていきたいと考えています。 信太中学校区では、中学校区全体としては、一定規模の児童生徒数が確保されること、また、鶴山台団地再生事業に伴う児童生徒数の増加も見込まれることから、学校の適正配置を進めることは、現時点では時期尚早と考えていますが、現在、信太小学校の就学区域となっている葛の葉町の児童生徒については、令和 9 年度の（仮称）富秋学園の開校に伴い、富秋学園への就学を選択できることとなるため、その希望が多くある場合、現在の想定より早い段階で児童生徒数が減少することも想定されます。 このことから、鶴山台団地再生事業に伴う子どもの増加状況や葛の葉町在住児童生徒の（仮称）富秋学園への入学状況を適宜分析し、学校適正配置の検討時期については、前倒しの必要性などを随時確認していく考えです。 なお、前回の定例会において、「中学校区全体の児童生徒数が 945 人程度になることが学校適正配置の検討基準となることについて、分かりにくいのではないか」とのご懸念を委員から示されたところです。 ご指摘の点について、より詳細に表現しますと、「中学校区内の小学校においてクラス替えができなくなる単学級が発生し、かつ、中学校区全体の児童生徒数が過大になりすぎない 945 人程度となる場合、施設一体型義務教育学校の導入など学校適正配置の検討が必要」ということになりますが、資料は簡潔な表現とさせていただき、事前調整の中で丁寧に口頭説明を行っていきたいと考えています。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、続いて、報告事項 3「和泉市生涯学習サポート館事業の廃止について」、事務局（生涯学習推進室）から説明願います。
橋本課長	生涯学習担当の橋本です。 生涯学習サポート館は、昭和 59 年に旧雇用促進事業団により「サンライフ」として建設され、平成 15 年に事業団の廃止に伴い、5 年間の事業継承を条件に、市が施設の譲渡を受けたものです。その後、平成 24 年に中部地域の生涯学習の学びの場の補完を行う施設として活用していくべく、和泉シティプラザの貸館状況が飽和状態であったこともあり、新たに生涯学習サポート館として発足し

ました。

生涯学習サポート館発足から 10 年以上が経過したことから、施設の設置目的や役割について、現在の利用状況等を踏まえ再検討し、今後の事業方針を決定するものです。

生涯学習サポート館は、幼児期から高齢者までの幅広い世代の学習機会やコミュニティ活動の充実を図ることを目的として設置され、和泉市の中部地域の生涯学習機能を担う「和泉市生涯学習センター」の補完を行う役割を担っています。

生涯学習サポート館事業の廃止に向けた検証として、「生涯学習サポート館が、和泉市の中部地域の生涯学習機能を担う和泉市生涯学習センターの補完施設としての役割を果たし終えたかを検証するための貸館の振替」、「体育室・トレーニング室の最新の利用状況」、「体育室・トレーニング室の代替施設の状況」の 3 点の検証を行いました。

貸館の振替について、生涯学習サポート館の各貸館の区分（午前・午後・夜間）に対応する生涯学習センターの各貸館の区分への振替が可能であるか、令和 5 年度から令和 6 年度の利用実績を元に、生涯学習サポート館と生涯学習センターの各月の区分ごとに利用件数を合算し、各月の日数内に利用件数が収まるかを検証しました。

検証結果については表のとおりで、生涯学習サポート館の貸館利用については、生涯学習センターに振替が可能であるとの結論となりました。

平成 24 年に生涯学習サポート館を設置した政策実施の根拠は、「生涯学習センターの学習室の利用状況が 90% を超えているため、その補完をする施設が必要」ということでしたが、現在、その政策実施の前提が崩れていることとなります。

体育室・トレーニング室の最新の利用状況として、体育室の 3 か年の利用件数と稼働率、トレーニング室の 3 か年の利用件数と 1 日あたりの利用件数を記載しています。いずれも、コロナ以降増加傾向となっています。

体育室・トレーニング室の代替施設の状況ですが、生涯学習サポート館は市民文化系施設であり、スポーツ施設ではないものの、体育室の利用者への一定の配慮として開館してきました。

生涯学習サポート館周辺での体育室の代替施設としては、コミュニティ体育館、南部リージョンセンターがあります。令和 6 年度のコミュニティ体育館の利用率は約 74% で、代替の余地があることに加え、民間の貸しスタジオもあります。

また、トレーニング室の代替施設としても、コミュニティ体育館をはじめ、民間施設のサービスが充足している状況であり、エニタイムフィットネス、コナミスポーツクラブ等の民間施設が近隣に点在しています。

検証結果ですが、体育室並びにトレーニング室の利用状況は、依然として高い状況で推移しているものの、代替施設として、コミュニティ体育館や複数の民間のスポーツ施設があり、同様の機能を持つ施設は一定確保されている状況です。

また、民間事業者による同様のサービスが増えてきており、公共以外で調達

	できるものとなっている状況と言えます。 以上の検証結果を踏まえ、生涯学習サポート館が担ってきた生涯学習センターの補完施設としての役割は果たし終えており、スポーツ施設の役割を担う体育室並びにトレーニング室についても、周辺の状況を鑑みるとコミュニティ体育館や民間施設等で利用需要を賄えると判断できることを踏まえ、次期指定管理期間の終了をもって生涯学習サポート館事業を廃止することとします。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、続いて、報告事項 4「(仮称) 和泉市北部総合スポーツ公園基本構想(素案)について」、事務局(生涯学習推進室)から説明願います。
富岡課長	スポーツ振興担当の富岡です。 (仮称)和泉市北部総合スポーツ公園基本構想については、令和7年第1回および第2回定例会で進捗状況の報告、第1回臨時会で市内体育施設の稼働率等新たな施設整備の考え方を説明しましたが、市議会第3回定例会厚生文教委員会協議会に素案を報告するため、その内容を説明するものです。 平成15年に、現在の信太山丘陵里山自然公園周辺での施設整備が計画されましたが、スポーツ施設から自然環境の保全と活用を優先する方針となり、その後、代替候補地の検討を進め、旧泉北水道企業団の活用を検討することが決定されました。 また、スポーツ施設の利用が土日祝に集中し、予約が取れず希望どおりに利用できない事例が生じていることを踏まえ、市民のスポーツに対するニーズに応えるため、基本構想を策定しました。 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は減少していましたが、温水プールを除き、令和元年度の水準まで回復し、特に総合スポーツセンターの利用者数は令和元年度の約1.5倍となっています。 構想策定にあたり、市民や施設利用団体へのアンケート、高齢者団体や障がい者団体へのヒアリングなどを実施し、課題の整理を行いました。 基本コンセプトは、「人と人、人と自然がつながる、スポーツとふれあいの拠点」とし、人や自然とのふれあいを大切にする施設をめざすものです。 基本コンセプトの実現へ向け、「多様な人々が集い、楽しむ、活気あふれるスポーツの拠点」、「自然とふれあい、豊かさを感じられる憩いの空間」、「安全を守り、快適に利用できるやすらぎの施設」を整備方針としています。 6タイプのゾーニングを設定し、主な施設は、野球場や多目的グラウンドなどとなっています。 施設整備費は、公園施設やスポーツ施設の整備面積等を考慮すると、造成費も含め約55億～60億円程度と想定しています。 運用費用については、和泉市内のスポーツ施設の運営状況を参考に、本公園の面積規模を考慮すると、年間約6,000～7,000万円程度と想定しています。 国の交付金や補助金等の活用を検討し、残りの事業費については、地方債等の活用を検討します。 あわせて、和泉市PPP/PFI手法導入優先的規程に従って最適な事業手法を検

	討します。 民間活力を導入した施設整備を進める場合として、想定する事業スケジュールは、現時点では令和 16 年度の施設オープンを想定しています。 本基本構想については、厚生文教委員会協議会へ報告した後、パブリックコメントを実施し、その後、策定完了とする予定です。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、続いて、報告事項 5「史跡池上曽根遺跡整備事業実施計画の変更について」、事務局（文化遺産活用課）から説明願います。
森下次長	文化遺産活用課の森下です。 史跡池上曽根遺跡について、令和 8 年度の一部リニューアルオープン、令和 11 年度のリニューアルフルオープンをめざしていましたが、令和 7 年第 2 回定例会の意見交換会並びに事前報告会で報告したとおり、史跡内において、き損が確認され追加の発掘調査が必要となったため、整備スケジュールを変更するものです。 き損の概要は、昨年 6 月に発掘調査を行っていたところ、近年に伐採されたとされる樹木が大量に埋められているのが発見されました。許可なく行われた現状変更で、史跡のき損にあたるものです。 発見後、すぐに大阪府および文化庁に報告し、和泉警察署に捜査依頼をしました。その後も被害範囲の確認調査を実施しました。 き損部分については、本年 8 月末から来年 1 月末まで発掘調査を行う予定です。この発掘調査を踏まえ、令和 8 年度に設計の見直しを行う必要が生じたことから、き損部分の整備工事が当初の計画より 2 年遅れることとなり、き損部分を含む多目的広場の全域の供用開始が、令和 10 年 4 月に変更となるものです。 以上に伴い、全体のスケジュールについても 2 年遅れとなり、当初予定していた令和 8 年の一部リニューアルオープン、令和 11 年のリニューアルフルオープンを、令和 8 年度は東入口広場など多目的広場の一部供用開始とし、令和 10 年の多目的広場全域の供用開始、令和 13 年のリニューアルフルオープンとするものです。 令和 7 年度は、図の右上の東入口広場や、き損部分の下側の管理用入口などの整備を行い、工事の完了した部分については、令和 8 年度から供用を開始する予定です。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、続いて、報告事項 6「入学式及び 1 学期始業式の見直しについて」、事務局（学校教育室）から説明願います。
隅埜課長	教育推進担当の隅埜です。 本件は、学校の管理運営に関する規則の改正にかかわることから、市議会第 3 回定例会厚生文教委員会協議会にて報告を行う予定です。 現在、「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則」

において、春季休業日は4月7日までと規定しており、1学期始業式は4月8日に実施しています。また、入学式は、始業式を基準として、前日に小学校入学式、前々日に中学校入学式を行っています。このため、暦の上で最も早い日程になると、4月4日が中学校入学式、4月5日が小学校入学式となります。

この日程を見直し、春季休業日を4月8日までとし、加えて4月9日の午前小学校入学式、午後中学校入学式を実施し、1学期始業式をその翌日に改めようとするものです。

令和8年度以降、令和13年度までの「現状運用」と「見直し案」における詳しい日程は、資料に記載のとおりです。

4月の新学期スタートは、新たに入学する新1年生の受け入れ体制を整えるべく、小学校では就学前の幼稚園・保育園・こども園から、中学校では小学校から情報収集を行い対応していますが、十分とまでは言い難い状況です。

また、小学校2年生から6年生、中学校2年生・3年生においても新しい学級編制が行われ、学級担任をはじめ、学年の担当教員も基本的に変えることから、個々の子どもの友人関係、教育的背景、個別の支援の必要性等の準備が十分な対応であるとは言い難い状況です。

加えて、年度当初の学級運営につまずいてしまうと、それ以降、長期にわたり学級がうまく機能しない状況に陥りやすく、結果として学力向上やいじめ防止に悪影響を及ぼすため、よりよいスタートが実施できる体制づくりは重要であると考えています。

春休み前半の3月25日から3月31日に、教員は教室の片付け、指導要録のまとめ、進級する子どもたちに係る資料の整理、クラス分け案の作成等を行っています。

また、学校管理職は、異動教員等も含め学校の現状を整理しながら、担任案や各校務分掌業務担当者案を整理しつつ、新年度からの教育目標方針を整理しています。

新年度初日の4月1日において、新規採用教員や異動教職員を含めて新体制が整い、担任案等を共有します。また、入学式までに新採教員、異動教職員の把握に努めながら、担任案等の見直しも適宜実施しています。

4月1日から始業式前日においては、教員は前年度の担任や関係教職員等から子どもたちの状況を聞き取り、子どもたち同士の関わり方を整理し、時間割の調整、学級運営にかかる取組みを行いつつ、始業式、遠足、参観、懇談等の学年のスケジュール準備や事前準備、授業の教材研究を実施しています。

授業時数の現状は、これまでは標準授業時数として1,015時間の時数確保が必須とされてきました。台風やインフルエンザの流行等の影響による時数の確保と、柔軟な教育課程の編成を目的に、小学校の普通教室への空調整備が完了した翌年の令和2年度から、8月25日を2学期の始業日に改め余裕を持った時数確保に努めてきました。しかし、今般、不測の事態により時数を下回った場合、そののみをもって違法とまではしないと、めやす基準に見直されました。

一方、近年では、標準授業時数の1,015時間を年間70時間以上超過する学校には指導計画を見直し、単に授業時数を減らすということではなく、授業の量

	から授業の質の向上へと転換することを求めているところです。 これらの現状と課題を踏まえ、入学式・始業式を見直すことにより期待される効果として、新年度スタートの準備期間が2日増えることで準備に注力することが可能となり、教室環境整備、教材選び、年間行事の計画、各校務分掌業務、授業の教材研究など、教育環境の充実が図られます。 また、上記の取組みにより、新学期にスタートする学級運営に関して、新たに担任となる教員等が、子どもたちの成長状況、教育的背景等を把握し、万全の準備を行うことで、安定的な学級運営を実現し、子どもたちの健やかな成長につなげることを可能とし、国が求める質の高い教育活動を実現できると考えます。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、続いて、報告事項7「榎尾学園特認児童生徒募集について」、事務局（学校教育室）から説明願います。
仲谷課長	児童生徒支援担当の仲谷です。 ご覧いただいている資料は、広報いずみ9月号に掲載する原稿です。 令和8年度の榎尾学園の児童生徒募集人数は、8月1日現在の数字となりますが、新1年生が30人、新2年生、新3年生が募集なし、新4年生が3人、新5年生が8人、新6年生が募集なし、新7年生が9人、新8年生が6人、新9年生が4人です。 今後、9月9日・10日に児童生徒の学習の様子も見えていただける見学会を、9月14日に入学・転入希望者向けの説明会を榎尾学園にて実施する予定です。 本日現在、見学会の参加希望者が141家庭、説明会の参加希望者が157家庭となっており、うち、新1年生については参加希望者が定員を大きく上回る83人となっています。 申込みが定員を上回った場合、11月初めに抽選を行い、入学・転入者が決定する見込みです。
大槻教育長	本件に関連して、榎尾学園のPR動画を作成していますので、この場をお借りして紹介させていただきます。事務局（教育総務課）、お願いします。 【動画視聴】
大槻教育長	動画が終了しました。含めて本件について、何かご質問等ございませんか。
小谷委員	現段階で、何か課題はあるのでしょうか。
仲谷課長	様々な地域から通ってくるため、家庭背景や地域性が異なる子どもが集まっており、子どもたち同士の衝突もあります。その中で、教員やスクールソーシャルワーカー等が丁寧にに関わり指導をしています。もちろん、教育委員会もしっかりと伴走する必要があるため、担当指導主事も頻繁に学校の様子を見に行き、

	校長や先生方とコミュニケーションを取りながら支援しているところです。
大槻教育長	他にご質問等ございませんか。
木村委員	申込みが定員を上回った場合、面談後に公開抽選を行うとのことですが、例えば、配慮が必要な子どもについても抽選となるのでしょうか。
仲谷課長	この面談は、特認校制度の趣旨や槇尾学園がどのような学校であるかを詳しく知っていただいたうえで申込みや抽選に臨んでいただくことを目的としています。 例えば、子どもに何かあった時に、先生がすぐに子どもの家に行って支援することや、学校に行きづらい子を迎えに行くことなどは、地域の学校でしかできないことだと思っています。 槇尾学園の特色ある教育への理解、また、学校が遠いことで保護者の送迎が必要であったり、バスに長時間乗車する必要があることも理解していただいたうえで申込みいただくための面談となっています。 よって、面談で申込者を選別するという一切なく、平等に抽選するものです。
大槻教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、続いて、報告事項 8「万町の就学区域について」、事務局（学校教育室）から説明願います。
山村総括参事	児童生徒支援担当の山村です。 本件は、市議会第 3 回定例会厚生文教委員会協議会にて報告するものです。令和 7 年 2 月の臨時会において、「指定校変更を可能とする区域を万町の町会へ提示し、方針がまとまるようであれば適正就学対策審議会の開催を検討したいと考えている」と説明しましたが、今回は、その後の進捗状況を報告します。 未就学児を含む小学 6 年生までの万町の児童数は全 345 人ですが、そのうちの 232 人（約 3 分の 2）が南池田小学校までの通学距離が 2 km を超える地域に住んでいます。 平成 18 年度に開催した適正就学対策審議会では、指定校までの通学距離が 1.5 km 以上となる市内の地域について、弾力的な就学区域の見直しを行い、万町についても議論されましたがいぶき野小学校の教室数では受け入れが難しく、またその後、平成 21 年度にも適正審を開催し万町についても検討されましたが、北池田中学校の教室不足が見込まれたため、指定校の変更が可能とはなりませんでした。 この間、万町の住民の方から、距離が近いいぶき野小学校への通学を希望する問い合わせが年間 4～5 件あったことに加え、令和 4 年 7 月には要望書も提出されました。 また、万町の町会からも子どもの安全な通学確保を望む意見があることを聞いています。

大槻教育長	次に、いぶき野小学校の児童数は、年々減少傾向にあり、令和 7 年度と比べると令和 9 年度には 100 人程度少なくなる見込みです。 北池田中学校の生徒数は、これまで増加傾向でしたが令和 7 年度をピークに減少していく見込みです。 万町全体の児童数は、現在の小 1～小 6 が計 150 人、未就学児は計 195 人で、特に未就学児が増加傾向にあります。 南池田小学校までの通学距離が 2 km未満のエリアにいる児童数は、小 1～小 6 は計 53 人、未就学児は計 60 人、この人数は万町全体の約 3 分の 1 となります。 南池田小学校までの通学距離が 2 kmを超えるエリアにいる児童数は、小 1～小 6 は計 97 人、未就学児は計 135 人、こちらは万町全体の約 3 分の 2 の人数になります。 この「2 kmを超えるエリア」であれば、いぶき野小学校までの通学距離は約 1.5 kmの範囲になります。 10～11 月頃から第 1 回目の適正就学対策審議会を開催する予定で、審議会の答申を受けたのち、それに基づき対応案を整理し、教育委員会定例会において審議いただく流れを考えています。 基本的には、万町の就学区域を変えるのではなく、指定校は南池田小学校になりますが「いぶき野小学校を選択できる」という選択制を導入する方向で検討しています。 ただし、万町の全域を選択制とすることについては、いぶき野小学校の受け入れに懸念があること、また、南池田小学校までの距離、いぶき野小学校までの距離なども勘案して、選択制を導入するのであれば、一部区域に限定する必要があると考えています。 これまで、適正就学対策審議会の開催に向けて事前に関係各所には、「万町の一部区域を選択制にすることを検討している」という内容を説明してきました。 主に、双方の校区の町会・自治会、小・中学校の校長などですが、特に反対意見はなく、皆さまにはご理解いただけたものと考えています。 とりわけ万町の町会とは、何度かやり取りをして、丁寧に説明を尽くし、選択制にする区域の案を提示し、一定の理解は得られたと認識しています。 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 報告事項は以上ですので、情報提供に移ります。 情報提供 1 については、事前に資料を配布していますので説明は省略します。 何かご質問等がございましたらお願いいたします。 情報提供は以上ですので、次の行事等のご案内に移ります。 行事等のご案内 1 及び 2 についてですが、事前に資料を配布していますので、説明は省略します。 何かご質問等がございましたらお願いします。 ないようでしたら、以上をもちまして、本日の定例会は終了します。
-------	---

令和7年和泉市教育委員会第8回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。